

機関番号：34506

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530043

研究課題名(和文) 国際物品売買契約に関する国連条約と国際私法の関係

研究課題名(英文) The United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods and Private International Law

研究代表者

金 汶淑(キム ムンスク)

甲南大学・法学部・教授

研究者番号：30368469

研究成果の概要(和文):

国際物品売買契約に関する国連条約(ウィーン売買条約)は物品売買契約の実体規定として国際取引における法統一を目的としている。主要貿易国(イギリスは除く)が批准しており、かつ、締約国以外にも適用される可能性があるため、国際取引分野における世界的な地位を獲得しつつある。これまで UNCITRAL の様々な努力により各国における条約の適用が相当の統一を試みられているが、まだ多くの部分において条約がどのように解釈され・適用されるかは実務的に重要な意味を有する。条約が適用される売買契約であっても国際売買取引のすべての局面に適用されるわけではない。条約が規律しない事項及び条約によって規律される事項であるが明示的に解決されない事項に関する問題を解決するために、国際私法の観点から検討を行うものである。

研究成果の概要(英文):

The purpose of this Study makes clear when the rules of private international law is to be need concerning The United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods. What is not concerned with CISG, it is in conformity with the law applicable by virtue of the rules of private international law to settle a problem about the matter between parties whose places of business are in different States.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際物品売買契約に関する国連条約、ウィーン売買条約、CISG、国際売買契約、国際取引、国際貿易、国際統一売買法、国際私法

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の必要性

国際物品売買契約に関する国連条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods, CISG) は、国境を越える売買契約の成立及びそこから生ずる当事者(売主・買主)の権利義務について規定するものである(以下、ウィーン売買条約という)。国際連合国際商取引委員会 (United Nations Commission on International Trade Law, UNCITRAL) で作成作業がなされ、1980年4月10日にウィーンで採択され、1988年1月1日に発効している。ウィーン売買条約は、その規律内容が明瞭で当事者にも分かり易く、実務にも適合的なことであるため、前身であるハーグ統一売買法条約に比べて加盟国が多く、世界的な統一法の歴史上最大規模のものである。

日本は、この条約の起草過程にも深く関与してきたこともあり、2007年内に法制審議会へ条約加入を諮問し2008年の通常国会での承認・国際連合への加入申請を予定していた(「商取引での紛争解決ルール、国際売買条約加入へ・政府方針」平成19年1月6日付日本経済新聞による)。

1920年代から始まった国際売買法統一作業の貴重な成果であるウィーン売買条約が、真の意味での法統一でありつづけるためには、その解釈適用における統一性を維持するための不断的努力が必要とされる。研究開始当時においてウィーン売買条約の未加盟国である日本においても、同条約の適用可能性が生じる。すなわち、非締約国の裁判所が同条約を適用すべき場合があり、非締約国の当事者が本来の適用要件を超えて同条約の適用を受ける場合がある。したがって日本においてもウィーン売買条約に関する詳細な検討が必要

となってくる(甲斐=石田=田中『注釈国際統一売買法』法律文化社、2000・2003)。

(2) 国際私法との関係

ウィーン売買条約は、国際私法による法の選択の必要性を皆無にしていないのである。つまり訴訟を提起されたのが非締約国の裁判所である場合でも、その国の国際私法によって締約国の法が準拠法とされるときには、ウィーン売買条約を適用すべきとされている。したがって、ウィーン売買条約は、非締約国の裁判所においても適用される可能性があるのである。しかも、本条約の締約国には主要貿易国が名を連ねており、それらの国の法が準拠法として指定される場合も多いと考えられるため、本条約の適用される事件は相当広汎に及ぶ。

研究開始当初において、従来、日本ではウィーン売買条約に加入しておらず、必ずしも一般的な研究対象ではなかったのである。

2. 研究の目的

契約の有効性、契約の効果としての所有権の帰属・帰趨など、国内外を問わず契約上しばしば問題となる紛争についてウィーン売買条約が解決策を与えなかった事項については、準拠法の定めるところによる。このようにウィーン売買条約の適用範囲に入らない契約に関する諸問題については、必然的にその準拠法によることになる。物の貿易、サービス貿易、国際投資など様々な国際取引活動において、実体法分野の契約とともに国際私法分野における契約についても、ウィーン売買条約と運用およびその解釈において相互補完関係に立つものである。

本研究では、国際私法分野からウィーン

売買条約を検討することで、国際私法の役割を新たに展開することができ、国際売買についてウィーン売買条約の個別規定の解釈についての世界的な傾向および、関連問題が生じた場合に妥当な解決のための総合的なアプローチを試みることを目的とする。

3. 研究の方法

ウィーン売買条約の締約国間同士、締約国と非締約国、非締約国同士の間でウィーン売買条約の適用されうる諸状況を検討するため、外国の関連文献・資料を収集・整理した。

(1) 場所的適用範囲との関係

直接適用:ウィーン売買条約は、適用範囲及び総則、契約の成立、物品売買、最終条項の4部 101 か条からなる。同条約を国内法化した法が適用されるのではなく、条約それ自体が適用される直接適用 (self-executing) の方式がとられている。当事者が契約中で別段の定めをしていない場合につき適用される任意規定を主体としているため、国際売買契約における規定の適用優先順位は、国際私法(適用される国内法)-当事者の合意-ウィーン売買条約となっており、当事者の合意の方がウィーン売買条約に優先される。同条約締約国の企業間の契約で、事前の合意がない場合には、自動的に同条約が適用される。第1条第1項a号により法廷地がウィーン売買条約の締約国である場合に、締約国に営業所を有する当事者間の売買には、締約国ではその国の国際私法の規則に従って準拠法を決定することなく、直ちにこの条約の規定を適用すべきことになる。

間接適用:第1条第1項b号の場合には、国際私法の規則によって準拠法を決定し、その準拠法を適用する。そして、締約国の法律が準拠法となる場合には、ウィーン売買条約の規定が適用されるとしている。このような場

合に、準拠法所属国のいかなる法律を適用すべきかは、その国における国内法の適用に関する規則による。したがって、この規定は、条約の適用される場合を拡張するための規定であるとともに、締約国における国内法の適用に関する規則に介入することになる。

第95条による留保の効果:同一または類似の法令を有する締約国に営業所を有する当事者間の売買契約については、これら締約国がウィーン売買条約を適用しないことを宣言することができる(第94条)。また、締約国は第1条第1項b号の規定に拘束されないことを宣言することができるとしている(第95条)。国際取引に適用すべき国内法を既に有する国が、自国の当該法の適用可能性を残す目的から、当該留保宣言をすることがある。その例は、国際売買への適用にも十分に耐えうる法であり、世界的にも高い評価を受け、ウィーン売買条約の起草にあたっても参考にされているアメリカ統一商法典 (Uniform Commercial Code; UCC) を制定しているアメリカである。ほかに、中国、チェコ、スロバキア、シンガポールなどが同様の留保宣言を行っている。また、ドイツは、当該留保宣言を行った締約国を第1条第1項b号における「締約国」とみなさない旨の解釈宣言を行って、解釈上の問題点を回避している。なお、法廷地が非締約国であるときであっても、ウィーン売買条約の適用はありうる。すなわち、法廷地国の抵触法によって締約国法が準拠法となる場合である。この場合には法廷地国は条約の規定に拘束されないため、準拠法所属国である締約国における法適用の規則に従うこととなる。準拠法所属国である締約国でウィーン売買条約の適用を定めていれば、それによることとなる。

(2) 外部欠缺と内部欠缺

外部欠缺:条約は国際物品売買契約の成立並びに売買契約から生ずる売主及び買

主の権利及び義務についてのみを規律し(第4条)、原則的に契約若しくはその条項又は習慣の有効性(validity)(a項)、売却された物品の所有権について契約が有しうる効果(b項)を規律しない。条約は物品によって生じたあらゆる人の死亡または身体の傷害に関する売主の責任については適用しない(第5条)。このようにウィーン売買条約が規律しない事項は条約の「外的欠缺」と呼ばれるが、そのうち契約法的争点は売買契約の準拠法によって規律される。より詳しくは、ウィーン売買条約は行為能力、任意代理、消滅時効、契約締結上の過失責任、相殺、債権譲渡、債務引受、違約罰または損害賠償額の予定と通貨などを規律していないが、このような事項は法廷地の国際私法によって決定される当該法律関係の準拠法による。

内部欠缺：条約によって規律される事項として条約で明らかに解決されない問題があれば条約の「内的欠陥」があることになるが、これは条約の基礎を成す一般原則を探求してそれによって解決し、一般原則を探することはできない場合にはじめて売買契約の準拠法によって解決しなければならない(第7条第2項)。例えば、代金の通貨(通貨、代用給付権と代用給付請求権、損害賠償の通貨)、代金支払い義務以外の金銭債務の支払い場所、代金その他の滞納金額に対する利息の利息率、現状回復義務の履行地、契約解除後返還すべき代金に対する利息率などについて問題となりうる。

欠缺と補充：条約が規律しない事項及び条約によって規律される事項であるが明示的に解決されない事項に関する問題を解決するために、この場合、準拠法はウィーン売買条約が規律しない事項を補充的に規律するという意味で「補充的準拠法」を決

定することで、同条約の欠缺を補充する必要が生ずることについて具体的に分析した。

4. 研究成果

ウィーン売買条約は国内法の原則ではなく国際法原則、これに関する学説、外国裁判所の裁判例などを参照して解釈しなければならないが、同条約の解釈・適用に関する裁判例が多く集積されておらず、同類型の事案に対して異なるか、さらには反対の見解を示す裁判例が多数見つけられる。

ウィーン売買条約が実際の取引において国際売買法の統一という基本目的に相応するためにも、締約国の裁判所による条約の解釈、とくに韓国における学説および裁判例など、関連資料を検討した。

韓国の裁判所によってはじめてウィーン売買条約が本格的に適用された初の裁判例を検討したが、この裁判例は相殺に関する事案である。相殺についてはウィーン売買条約が適用されず、国際私法が指定する準拠法が適用されるというのが国際的な主流である。しかしドイツの有力説は、両当事者の債権がウィーン売買条約によって売買契約から発生する場合、準拠法の媒介を経ず条約に内在するメカニズム(すなわち準拠法による相殺要件を検討する必要なく)によって相殺をすることができるものとすることを検討した。

相殺の準拠法によって相殺の可能性及び行使方法について異なりうる。相殺の準拠法について韓国国際私法はこれに関する明文の規定がないことを前提に議論が展開されている。相殺は自働債権と受働債権が必然的に存在し、各債権の準拠法が必ずしも同一ではないので韓国国際私法の準拠法決定原則において事案と最密接関連地法を探求する場合、最密接関連地法を探求する

ことは容易なことではない。韓国では受働債権の準拋法が相殺の準拋法となる見解と、自働債権と受働債権の各準拋法が累積的に適用されるとの見解に別れる。後者が従来有力説であるものの、近時には前者を支持する見解が支持されつつある。

本研究では、ウィーン売買条約に規律されない事項として具体的に相殺について考察することで従来有力説から受働債権の準拋法説へ傾斜していることを分析している。

中国・日本・韓国の3カ国が売買条約の締約国となった現在において、当事者が売買条約の適用を排除しない限り、対外貿易のほとんどに売買条約が適用されることになる。したがって実務的な観点からも、売買条約が適用される事例、さらにこれに関する紛争事例も増加することが予想される。

ウィーン売買条約は、韓国において2005年3月1日発効しており、売買契約の分野に関する韓国の民法は日本と法体系が類似しているため、韓国における先行研究を調査し、専門家との意見交換を行う上、研究成果をまとめている。

ウィーン売買条約はその適用範囲を決定するにおいて法廷地の国際私法に依存しているため、統一的な実質法は国際私法を完全に排除することはできず、両者は相互補完関係にあることを明確にした。条約の適用を判断するためには国際私法の重要性だけでなく、条約の外的欠缺及び内的欠缺の補充のための国際私法の重要性も必要であることを指摘している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

金汶淑、韓国における国際物品売買契約に関する国連条約の適用について 相殺を中心として、甲南法学第51巻4号、2011年3月発行予定。査読なし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金汶淑 (KIM MOONSOOK)

甲南大学・法学部・教授

研究者番号：30368469

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：